

災害応急復旧工事に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と日立市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急復旧工事（以下「復旧工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川及び排水路等に災害が発生した場合に、乙の協力により復旧工事を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請手続等）

第2条 甲は、乙に復旧工事の協力を要請するときは、災害の発生場所、状況、措置内容その他必要な事項（以下「要請事項」という。）について文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、口頭又は電話により行い、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力の要請があったときは、甲との連絡調整のため、代表者が待機するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の協力の要請があったときは、速やかに乙の会員を出動させ、要請事項に従って復旧工事を実施するものとする。

2 乙は、復旧工事の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、復旧工事が終了したときは、その概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の復旧工事の終了報告を受けたときは、乙に対し、速やかに協力の要請を解除するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく復旧工事に要した経費については、甲と復旧工事を実施した乙の会員との間において工事請負契約を締結し、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

平成12年7月31日

茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部
都市局建築指導課

第1 目 的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定 義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

(2) 応急危険度判定士

前号の判定業務に従事するものとして知事が認める定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は、判定士と次号の判定コーディネーターの両方を意味する。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

(4) 判定実施班

応急危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は、被災市町村の災害対策本部の下に組織される応急危険度判定を実施するための部署をいう。

(5) 判定支援班

応急危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第3 判定の実施

- 1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。
- 2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第4 判定実施の決定

- 1 判定の実施を決定するのは、被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。
- 2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5強」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状に応じて設定することとする。
- 4 各市町村は、予め判定を所管する部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。
- 5 判定を所管する部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。
- 6 被災市町村の災害対策本部長は、判定を所管する部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。
- 7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

第5 判定実施班の設置

- 1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部の下に判定実施班を設置する。
- 2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、「判定拠点」という。）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定用資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。
- 3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。
- 4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問合わせ窓口等とする。

第6 判定実施に関わる県と市町村との連絡等

- 1 被災市町村の判定実施班の長は、判定の実施の決定及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。
- 2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第7 判定実施区域、対象建築物等の決定基準

資料 21-2

- 1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定を実施する区域を決定する。
- 2 判定実施班は、判定実施区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断される場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。
- 3 判定実施区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。
- 4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。
- 5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

- 1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。
- 2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。
- 3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。
- 4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。
- 5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。
- 6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。
- 7 判定実施班の長は、判定支援班の長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第4号）する。
- 8 判定支援班の長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班の長より支援要請を受けた判定支援班の長は、県において養成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事都県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定用資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

資料 21-2

- 3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定用資機材のリストを受け取る。
- 4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

- 1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定用資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。
- 2 各グループ長・副グループ長は、各グループの判定士に対して判定用資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。
- 3 各判定士は、判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。
- 5 判定は、2人1組にて行う。
- 6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。
- 7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

- 1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。
- 2 判定士は、判定ステッカーの所定の欄に、判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。
- 3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

- 1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。
- 2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。
- 3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

資料 21-2

第13 判定士等の養成，登録

- 1 県は，次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）を対象に，応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 建築基準法施行規則第4条の20第1項に規定する特殊建築物等調査資格者（同項第3号に掲げる者を除く。）
 - (3) 前各号に掲げる者のほか，茨城県知事が適当と認めた者
- 2 県は，前項で規定する講習会を受講した者のうち，認定を希望する者を対象に，判定士として認定を行い，茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として茨城県震災建築物応急危険度判定士台帳に登録を行う。
- 3 県は，判定を円滑に実施するため，県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。
- 4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については，茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達，備蓄

- 1 判定用資機材については，被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。
- 2 判定実施班は，判定用資機材の保管場所の被災，もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し，自力にて調達可能な資機材リストを作成する。
- 3 判定実施班は，判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は，不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。
- 4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は，県の備蓄リスト，及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。
- 5 判定支援班は，県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により，他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は，他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。
- 6 県は，県内の市町村と協力して，判定活動に必要な判定用資機材の備蓄を行うこととする。なお，備蓄すべき判定用資機材の詳細については，別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。
- 7 県が備蓄する判定用資機材は，必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては，大規模災害発生時，県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること，また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して，相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

（社）茨城県建築士会，（社）茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は，県及

資料 21-2

び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第17 判定活動における補償

県は、市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日より適用する。

資料 21-2

(様式第 1 号)

判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事 殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、平成〇年〇月〇日 〇時〇分、〇〇〇において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
<p>被害情報</p> <p>① 公共施設の状況 _____</p> <p>② 建築物の倒壊の状況 _____</p> <p>③ 火災の状況 _____</p> <p>④ その他被害の状況 _____</p>	
<p>連絡事項</p>	
<p>連絡先</p>	

資料 21-2

(様式第2号)

判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部 判定実施班長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、応急危険度判定士の派遣については、追って要請を行う予定です。</p>	
被害情報	
① 公共施設の状況	_____
② 建築物の倒壊の状況	_____
③ 火災の状況	_____
④ その他被害の状況	_____
判定実施班の設置	
設置時刻	_____時 _____分
設置場所	_____
判定拠点の設置	
設置場所	_____
連絡先	

資料 21-2

(様式第3号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事 殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="margin-left: 200px;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 ついては、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>	
判定士派遣要請期間	月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)
要請判定士人数	_____ 人/日 (延べ _____ 人)
要請判定コーディネーター人数	_____ 人/日 (延べ _____ 人)
連絡先	

資料 21-2

(様式第 4 号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分			
茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿				
〇〇〇災害対策本部 判定実施班長				
<p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。</p> <p>については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>				
判定士派遣要請期間	_____ 月 _____ 日から _____ 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)			
要請判定士	_____ 人/日 (延べ _____ 人)			
要請判定コーディネーター	_____ 人/日 (延べ _____ 人)			
判定調査表	木 枚	造 R 枚	C S 枚	造 査 済
ステッカー	危 枚	険 要 枚	注 意 調 査 枚	
昼食準備	派遣側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
	依頼側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
宿泊手配	派遣側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
	依頼側	_____ 人 (延べ _____ 人)		
参集日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時			
参集場所				
移動手段				
移動ルート				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</div>				

資料 21-2

(様式第5号)

応急危険度判定支援 要請・回答書 第〇次 (第〇報)
(要請書) (回答書)

発信日時： 記入者：(会員名・氏名)				発信日時： 記入者：(会員名・氏名)			
要請先：				回答先： 茨城県			
応急危険度判定支援要請の連絡です。 茨城県〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃 に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が 出ている模様です。 そのため、〇〇〇災害対策本部に判定実施班を設置し、 応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予 定です。 つきましては、以下の支援をお願いします。				応急危険度判定支援回答の連絡です。 _____から _____に以下の支援が可能です。			
(日付) 第〇次 (〇月〇日~〇月〇日)				(日付) 第〇次 (〇月〇日~〇月〇日)			
要請判定士		人(延べ 人)		派遣判定士		人(延べ 人)	
宿 泊 手 配	派遣側	人(延べ 人)		宿 泊 手 配	派遣側	人(延べ 人)	
	依頼側	人(延べ 人)			依頼側	人(延べ 人)	
昼 食 準 備	派遣側	人(延べ 人)		昼 食 準 備	派遣側	人(延べ 人)	
	依頼側	人(延べ 人)			依頼側	人(延べ 人)	
判定調査表	木造 百枚	RC 百枚	S造 百枚	判定調査表	木造 百枚	RC 百枚	S造 百枚
ステッカー	危険 百枚	要注意 百枚	調査済 百枚	ステッカー	危険 百枚	要注意 百枚	調査済 百枚
参集	①	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
	②	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
	③	場所	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人) 備考：				
		時間					
移動手段							
移動ルート							
備 考：							

※ メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ず付けること。

別紙

判定用資機材一覧表

判定用資機材（備蓄用）	備蓄先	
	県（判定支援班）	市町村（判定実施班）
腕章	○	
判定調査表	△	○
判定ステッカー	△	○
ヘルメット用シール	○	
判定街区マップ		○
下げ降り	○	
クラックスケール	○	
ガムテープ		○

※△：従と

資料 21-3

別 紙

判定用資機材一覧表

区分	判定用資機材	準備者			備考
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル(判定士手帳)		○		
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			県・市町村にて分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミニカイロ)※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス			○	

注) ★印は、全国的に様式統一を図るもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

応急危険度判定ステッカー

	<p>【危険】 UNSAFE</p> <p>調査の結果、「危険」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建物に立ち入ることは危険です。 立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい。</p>
	<p>【要注意】 LIMITED ENTRY</p> <p>調査の結果、「要注意」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。 応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい。</p>
	<p>【調査済】 INSPECTED</p> <p>調査の結果、「調査済」と判定された建築物の入口付近に表示します。</p> <p>この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 建築物は使用可能です。</p>

災害復旧用材（国有林材）の供給

- (1) 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- (2) 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行うが、次の特例措置をとることができる。

	販売の相手方	用途 / 区分		代 金 延 納			減 時価の五割以内) 額	随 意 契 約
				期間	担保	利息		
用 材 立 木 素 材	県	災害救助に基づく災害救助法	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	市 町 村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
		市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人	災害復旧用	住宅、店舗等	6ヶ月以内	提供	徴収	否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であって、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被害状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として、口頭で要請することができる。)